庁名　京都地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備　考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	20円	10円	1円			
民事調停	民事調停						4		4	4	4		760円	（一般調停） 4000円 （特定調停） 2000円 ※ 郵便切手で納付する場合は不要	※相手方が1名増えるごとに、 （郵便切手の場合） 190円を追加 （内訳） 110円 1枚 50円 1枚 20円 1枚 10円 1枚 （予納金の場合） （一般調停） 相手方が1名増すごとに2000円を追加 （特定調停） 相手方が1名増すごとに2000円を追加
民事執行	担保不動産競売申立て（形式的競売申立てを含む） （本庁に申し立てる場合）												0円	800,000円	売却単位1つ増えるごとに400,000円追加
	担保不動産競売申立て（形式的競売申立てを含む） （管内支部に申し立てる場合）	20					30	20	20	20	30	10	17010円	物件数1～5　600,000円 6～10　700,000円 11～15　800,000円 16～20　900,000円 20～25　1,000,000円	物件数が5件を超えるまでごとに100,000円追加
	強制競売申立て												0円	800,000円	売却単位1つ増えるごとに400,000円追加
	強制競売申立て （管内支部に申し立てる場合）	20					30	20	20	20	30	10	17010円	600,000円	物件数が5件を超えるまでごとに100,000円追加
	担保不動産収益執行申立て												0円	800,000円	事案（物件の規模）に応じて増額を検討
	強制管理申立て												0円	800,000円	事案（物件の規模）に応じて増額を検討
	自動車競売申立て												0円	50,000円	車1台につき
	債務名義に基づく債権差押え	4			1		6						2840円		第三債務者に陳述催告の申立てをする場合。第三債務者が1名増すごとに、「1,290円1組，110円2枚」を「各1組」（1,510円分）増やす。 ※なお、第三債務者への送達につき、配達日指定による発送は行っていません。
	養育費等に基づく債権差押え	4			1		6						2840円		上に同じ
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え	4			1		6						2840円		上に同じ
	財産開示	10					20			15	20		7700円	7,000円（※郵送費用を保管金により納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。）	管内支部については、郵便切手納付による方法のみ
	情報取得（預貯金）						1						110円	5000円	第三者が1名増えるごとに4,000円追加。郵便切手（申立人返送用）について、第三者が1名増えるごとに110円追加。
	情報取得（預貯金） （管内支部に申し立てる場合）	2					7		3	2			1960円	2000円×第三者の数	第三者が1名増えるごとに郵便切手1,320円追加。予納金は、第三者への報酬
	情報取得（給与、不動産）													6000円	第三者が1名増えるごとに2,000円追加。
	情報取得（給与、不動産） （管内支部に申し立てる場合）	7					10		7	10	10		5,250円		
	不動産引渡命令	4					4						2440円		郵便切手について、1,220円×当事者（申立人・相手方）の数、相手方1名増えるごとに1,220円追加。
	代替執行（建物収去命令等）・間接強制	10						10		10	10		6300円	6000円（郵便料を保管金で納める場合。郵便切手で納める場合は不要。当事者が1名増えるごとに2500円追加。）	郵便切手について、当事者1名増えるごとに1,220円×2組追加。
	執行費用前払い	4					4						2440円		代替執行（授権決定）と同時申立てなら不要
	執行費用額確定処分	6					6						3660円	5,000円（郵便料を保管金で納める場合。郵便切手で納める場合は不要。当事者が1名増えるごとに2500円追加。）	郵便切手について、当事者1名増えるごとに1,220円×2組追加。
保全	債権仮差押	4		1			6		1		2		3030円		第三債務者が1名増すごとに「1,290円，300円，110円×2」を「各1組」（1,810円分）増やす。
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	3		1			3		1		4		2220円		滞差があれば(110円)×滞差庁の数 登記所が1か所増すごとに「590円，300円」（890円分）を増やす。
	不動産仮処分（占有移転禁止）	2					2						1220円		
保護命令	保護命令	2					5	10			10	10	2660円		
労働審判	労働審判	4						8	8	8	8		3440円	3500円（※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する場合は、不要。）	

庁名　京都地方裁判所本庁・管内支部（執行官）

郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備　考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	20円	10円	1円			
執行	動産執行												0円	40,000円	
	動産競売												0円	40,000円	
	動産（自動車、建設機械含む）引渡												0円	40,000円	一台増すごとに20,000円追加（ただし、動産、軽自動車を除く。）。
	不動産引渡（明渡）執行												0円	100,000円	対象不動産一個（一筆）増すごとに40,000円追加。
	代替執行（建物・工作物収去・動産撤去等）												0円	土地明渡しあり　100,000円 その他　50,000円	対象物一個増すごとに40,000円追加。仮処分についても同様。
	子の引渡し												0円	100,000円	事案に応じて追加あり。仮処分についても同様。
	援助立会												0円	30,000円	
保全	動産仮差押												0円	40,000円	
	動産仮処分（動産現状保管）												0円	40,000円	
	動産仮処分（自動車断行保管）												0円	40,000円	一台増すごとに30,000円追加（軽自動車を除く）。
	動産仮処分（建設機械引渡し）												0円	40,000円	一台増すごとに30,000円追加。
	不動産仮処分（現状保管）												0円	40,000円	一個（一筆）増すごとに30,000円追加。
	不動産仮処分（断行保管、引渡し）												0円	100,000円	一個（一筆）増すごとに40,000円追加。
	子の引渡し												0円	100,000円	事案に応じて追加あり。執行と同様。
その他	破産封印												0円	20,000円	自動車が一台又は執行場所が増すごとにそれぞれ10,000円追加。
	評価立会												0円	20,000円	自動車が一台又は執行場所が増すごとにそれぞれ10,000円追加。
	執行証書送達												0円	15,000円	
	告知書等送付												0円	15,000円	